

奈良県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十七号

奈良県公告式条例の一部を改正する条例

奈良県公告式条例（昭和二十八年十二月奈良県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（規則の公布）

第三条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規則にこれを準用する。

第四条第一項中「、公表の旨の前文」を削り、「記入して知事印を押さなければ」を「記入しなければ」に改める。

第五条第一項中「第二条」を「第三条」に改め、「県の機関」の下に「（知事及び教育員会を除く。以下同じ。）」を加え、「知事」を「知事名」に、「当該機関又は当該機関を代表する者」を「当該機関名又は当該機関の代表者名」に改め、同条第二項中「「当該機関名」と、「知事印」とあるのは「当該機関印」を、「当該機関名又は当該機関の代表者名」に改める。

附 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。